

会議録

1. 附属機関の名称

令和6年度第1回犬山市障害者自立支援協議会

2. 開催日時

令和6年8月7日(水) 13時30分から15時まで

3. 開催場所

市役所401会議室

4. 出席者氏名

(1)委員 水野正光、加藤圭子、河村礼子、渡辺久佳、粥川遼、木村敏夫、左合章人、桂川英記、三宅哲也、舩越勢津、南谷哲雄、田中良三、長岡昭雄、渋谷壘、河村政徳
【欠席者:緒方未輝子、川瀬麻江】(敬称略、順不同)

(2)尾張北部障害保健福祉圏域地域アドバイザー 田代波広

(3)執行機関 高木健康福祉部長、奥谷障害者支援課長、後藤課長補佐、田中統括主査、渡辺主査、障害者基幹相談支援センター:伊藤センター長、柳、石田

5. 議題

(1)令和5年度犬山市障害者自立支援協議会等の活動報告

(ア)令和5年度犬山市障害者自立支援協議会 定例部会 活動報告(資料1-1)

(イ) // 権利擁護部会 活動報告(資料1-2)

(ウ) // 子ども部会 活動報告(資料1-3)

(エ) // 相談支援事業所連絡会 活動報告(資料1-4)

(2)令和5年度障害者相談支援事業の実績報告

(ア)犬山市精神障害者相談支援事業委託年間実績報告書(資料2-1)

(イ)犬山市障害者基幹相談支援センター事業報告(資料2-2)

(3)障害者虐待、障害者差別等について

(ア)犬山市障害者虐待、障害者差別・成年後見制度受付件数等(資料3-1 非公開情報)

(イ)養護者による障害者虐待が発生した場合の対応(資料3-2)

(ウ)障害者虐待ケース(※会議終了後回収)(資料3-3 非公開情報)

(4)地域生活支援拠点等の整備について(資料4)

(5)第3次犬山市障害者基本計画について

(ア)障害者の状況について(資料5-1)

(イ)令和5年度進捗報告(資料5-2)

(6)令和6年度犬山市障害者自立支援協議会の活動について

(ア)令和6年度犬山市障害者自立支援協議会 活動計画(資料6-1)

(イ)令和6年度犬山市障害者基幹相談支援センター運営について(資料6-2)

6. 傍聴人の数

0人

7. 内容

1. あいさつ(障害者支援課長)、委員紹介(交代のみ)

委員の紹介(交代のみ 4 名)

2. 議事

(1)令和5年度犬山市障害者自立支援協議会等の活動報告

(ア)令和5年度犬山市障害者自立支援協議会 定例部会 活動報告資料1-1

(定例部会長より説明)

- ・定例部会の研修会を 7 月に実施、半田市が実際に行っている取組について半田市障害者支援センター長の加藤様を講師として講演会を開催した
- ・協議会の目的である「課題解決に向けたプロセス」について、自立支援協議会の活用方法を共有し、課題抽出を実施、大きな課題として「関係機関等が顔を合わせて、そして繋がっていくこと、支援者同士の交流が大切ではないか」とアンケートからも上がっており、今年度そういった課題を取り上げ開催していく予定
- ・6 月にはワールドカフェ形式で市内事業所の皆さん参加の交流会を開催、6 人程のグループに分けて日頃から悩まれていること、困りごと、気になること等をフリートーク的な形で開催した
- ・交流会では、様々な立場の方の話の中で、今すぐ役立つアドバイスや意見にならないかもしれないが、先々には何かの役に立てるときが来るのではという思いでこういった機会を大切にしていきたいと思う
- ・作品展について、ひだまり作品展は障害のある方の生涯学習、また余暇時間の充実の機会としての作品展ということで、昨年 3 月 9 日・10 日の 2 日間に開催した(準備期間として 5 回開催)
- ・アンケートでは、賞をつける、つけないとか、どのような受賞者何名にするのかなど意見に上がっており、そういった意見を取り入れながら実施した。将来的には当事者による企画ができることを目標にしており、当面の間はこのまま協議会も交えて行っていく予定
- ・就労と生活を支える仲間の集いとして、日頃の支援についての困りごとの共有や、親睦を深めることを目的に、事業所見学を 2 回、話し合い 2 回の合計 4 回開催した
- ・気になる事業所や希望があった事業所の見学を実施し、現場を見ることは、実際に環境や雰囲気を感じ取れ、そこでの支援方法を学び、また情報共有もできたと思う。今年度も開催予定としている
- ・手話言語条約に関わる施策検討ワーキンググループについて、今年度からの条例制定に向け、当事者等の市民参加で 4 回開催した。今年度も設置予定
- ・働くすずガイドブックについて、福祉的就労や、日常生活、活動の場を考えているお子さんや保護者に向けたガイドブックを 5 月に発行した。令和 6 年度版の発行も予定

(イ) 令和5年度犬山市障害者自立支援協議会 権利擁護部会 活動報告資料1-2

(障害者基幹相談支援センターより説明)

- ・産業振興祭において、社会福祉協議会のブースを活用し、障害のある方、見えない部分の障害のある方々への理解について一般の方向けに取り組んだ
- ・見えない部分の障害(文字の読み書きが著しく困難)の方の視覚体験を実施
- ・権利擁護と合理的配慮を考える研修会では、自立支援協議会委員の川瀬弁護士による講演会や市内事業所職員による体験談を紹介するなど、今頑張っている支援者たち、今自分たちが実際に行っている支援が正しいことであるかを評価し、その部分を伸ばしていけるように、自信を持って働けるような研修を行った
- ・今年度は市民の方々の障害に関する理解を深められるよう、地域に向けての啓蒙・周知活動を継続、当事者の権利擁護については事業所等の専門職や地域に向けての研修会を実施予定

(ウ) 令和5年度犬山市障害者自立支援協議会 子ども部会 活動報告資料1-3

(障害者自立支援協議会 会長より説明)

- ・特別支援教育研修会を年 2 回実施
- ・7 月は市内小中学校で特別支援に関わる教員と福祉に携わる職員との連携強化を図ることを目的に研修会を実施、障害児の通所支援事業所 2 箇所の見学を行った
- ・12 月は市民交流センターフロイデで地域における非行防止支援の役割と支援の実際について名古屋少年鑑別所、地域飛行防止調整官 池村氏を招き講演を行った。また、犬山市における非行(犯罪・触法・虞犯)少年の現状について警察署の立場から、犬山警察署生活安全課長の内藤氏よりお話しいただいた
- ・医療的ケア児のワーキング、関係機関 14 カ所 22 名にて全 3 回開催。アンケート調査を基に課題整理報告書を作成した
- ・子ども部会のワーキンググループ(市内全事業所の職員で自分たちの課題を見つけ、解決に繋げていくワーキンググループ)を全 10 回開催(うち講演会 1 回、勉強会 2 回、研修会 1 回、交流会 2 回)5 月に実施の研修会ではライフステージにおける障害児通所支援の役割について話し合いを行った
- ・勉強会としては、犬山市個別教育支援計画書「あゆみ(成長を記録した冊子)」についてや医療的ケア児、重症心身障害児についても勉強会を行い、またペアトレーニングについての研修会も実施、そのほか南部中学校吹奏楽部により障害の子たちと一緒に太鼓を叩き楽しむ演奏会やスポーツ以外の交流の場として文化交流会を開催し、スポーツとは違う一体感を感じる企画となり、今年度の開催も検討していく
- ・各機関で行っている相談を分かりやすくまとめた、活用できる冊子(ワンダフル・レインボー)を作成

(エ) 令和5年度犬山市障害者自立支援協議会 相談支援事業所連絡会 活動報告資料1-4

(障害者基幹相談支援センターより説明)

- ・外国籍の方の支援について、課題整理・抽出・現状・課題について検討し、通訳者の人材派遣だけではなく行政や関係機関等の連携強化を図ることも課題解決に繋がる気付きを得た
- ・「みんなで学ぼう意思決定支援」をテーマに支援の中で、本人の「意思」や「想い」を尊重した支援とはいったいどのようなことなのか日々の支援を振り返り意思決定支援の基礎的な部分を学ぶ講演会

を実施

～水野委員からのお話し～

手話言語条例のワーキングは、視覚や聴覚障害者の当事者の方にも参加いただいております。3月に議会で条例が可決され、市役所1階ロビーでセレモニーを行いました。いわゆる聴覚障害者を中心に、いろんな方に集まっていただいて、市長はじめ福祉課の皆さん、議会の議員の思い、障害者に対する思いで制定されました。理念条例ですので、条例を作っただけでは意味がないです。この条例に基づいてどういう施策をやっていくかというのは、条例のスタート。ただこの条例に向けて話し合ったワーキングチームに、特に私どもの会の聴覚障害者2人がずっと何回か参加され、その中で実際に提案されています。引き続きワーキングチームを続けられるということですので、今後の活動について期待します。

～障害者支援課奥谷課長より～

ワーキングで検討いただいた内容により無事に条例を制定することができましてありがとうございました。昨年ですが、この条例を水野委員の言われた通り制定することが目的ではなく、イメージまでです。あくまで、どうやって着手していくのかというところが大事なところで、昨年もワーキングの中で令和6年度以降で取り組んでいく施策についても協議をいただきました。それを基に、今年、予算も確保し5月にはNHKの「手話ニュースキャスターがやってきた」を犬山で開催していただいて、手話ニュースで皆さん楽しんで、手話を知っていただくことをさせていただきました。

この先もまた地域の中に浸透させていくための施策を考えて、当事者の方たちの意見は外せないところで、こちらの協議会の方の意見を聞きながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(2) 令和5年度障害者相談支援事業の実績報告

(ア) 犬山市精神障害者相談支援事業委託年間実績報告書資料2-1

(犬山市精神障害者相談事業所センター長より説明)

※個別のケースについては、非公開情報(個人に関する情報)を取り扱うため非公開

- ・20代、30代の方は、就労系の相談が多いという印象
- ・統合失調症や双極性障害は20代、30代の方の印象
- ・40代から60代の方も就労支援の相談もありますが、生活能力の問題もあり経済的困難による支援の相談が多い印象
- ・近年、詐欺ではないがスマホなどでお金を簡単使用できる状況、無かったら使ってはダメだという判断能力が薄れているところに支援が必要で、経済的なことからくる不安という相談もある
- ・精神障害のみの相談支援事業、総件数:相談実人数162人、延人数2800人
訪問実人数 88人、延人数 396人
合計実人数250人、延人数3196人・・・年齢区分、相談内容
資料2-1参照

(イ) 犬山市障害者基幹相談支援センター事業報告資料2-2

(犬山市障害者基幹相談センター長より説明)

- ・総合的・専門的相談支援の実施として、各障害等への総合的な対応や専門性が高いケースへの対応、一般的な相談支援を行った
- ・地域の相談支援体制の強化の取組として、地域の相談支援事業者に対する専門的指導、助言、事例対応への後方支援や障害児・者とその家族の生活を支える、計画相談及び障害児相談支援の推進を図った。また、相談支援にあたる人材の育成として「質の向上」を図ることを目的に、相談支援専門員のスキルアップ研修会・勉強会を開催、相談支援事業所以外の地域の相談機関、他分野も含めた専門機関との連携強化を図るために、尾張北部圏域障害保健福祉圏域会議、犬山市地域包括支援センター運営協議会、犬山市自殺対策推進協議会へ出席、犬山市心身障害児(者)父母の会交流会へ出席した
- ・障害児・者の社会生活の場である学校、企業等との連携強化として、特別支援教育研修会への企画協力や開催、産業振興祭にて権利擁護についての周知や啓発活動を実施した
- ・権利擁護、虐待防止の取り組みとして、虐待防止センターや成年後見センターと連携して支援を実施
- ・相談支援 実績数・・・資料2-2参照

～長岡委員より質問～

犬山市虐待防止センターと、成年後見センターはどこにありますか

～事務局(障害者支援課)回答～

虐待防止センターないし成年後見センターは、犬山市直営で行っておりますので、障害者については、障害者支援課の中で対応していますので、センターはそちらにあるという状況です。

成年後見センターに関しては、高齢者、認知症高齢者の方とかの対応にも範囲としてはなってきますので、高齢者支援課で高齢者福祉担当も一緒になって対応しているという状況です。事務局は障害者支援課にありますが、認知等については、高齢者支援課も関わるということになります。

～犬山市生活支援コーディネーター河村委員からのお話し～

高齢者支援課の方から委託を受けて、生活支援コーディネーターという役職をいただいております。少子高齢化で要介護の方が増えていく一方で、介護に携わるヘルパーさんが不足していたり、デイサービスの事業所が不足していたりというところがありますが、それを補うために地域の皆さんに、支え合い活動の中で高齢者の居場所を作っていただいたり、ごみ出しとか、家の手伝いをしてもらう、そんな仕組みを地域の皆さんと一緒に作らせていただいております。

7年前から生活支援体制整備事業が始まり、当初の立上げ時期から紆余曲折あり、途中コロナの期間もありましたが、地域住民の方の支え合いに対するモチベーションが熱いのが冷めることなく、7年経ち、市内に今、統計値では170か所ぐらいの支え合いの高齢者サロン、居場所と言われるようなものが広がってきております。その主体になっているのが民生児童委員さんであったり、婦人会の皆さん、あとは自治会の皆さんであったり、どこにも属していない有志の方がやっていたりということで、本当に多種多様な方が担い手として、地域の中で高齢者を支えていただいております。

こういった風土を醸成していくためには、本当に時間がかかることで、一足飛びにはできないところですが、継続していくところは行政の方にも支えていただかないといけないですし、地域のいろいろな団体の方にも支えていただかなければならないというところで、本当にこれが高齢者だけではなく、障害者にも児童にも外国人にも色々な方々に対して支え合いの仕組みの中で、地域の福祉が推進していく、そんなこ

とが進めていけるといいなと思っております。

(3)障害者虐待、障害者差別等について…資料参照

(犬山市障害者支援課より説明)

(ア)犬山市障害者虐待、障害者差別・成年後見制度受付件数等資料3-1

※個別のケースについては、非公開情報(個人に関する情報)を取り扱うため非公開

(イ)養護者による障害者虐待が発生した場合の対応資料3-2

(ウ)障害者虐待ケース(※会議終了後回収)資料3-3

※個別のケースについては、非公開情報(個人に関する情報)を取り扱うため非公開

～長岡委員から3点質問～

◆1点目

障害者虐待について一連の流れの中で仕事フローの説明がありましたが、昨今児童が亡くなったことで大きな社会問題にもなっているが、児童は児童福祉法に基づいて仕事をしていると思うが、犬山市の障害者支援課は何の法律に基づいて、このような措置をしていますか。背景にある法律を紹介いただきたい。

◆2点目

資料3-2フロー図一番下に、障害者支援課内に犬山市障害者虐待防止センターというセンターがあり、障害者支援課が受け持っているという説明がありましたが、「犬山市虐待防止センター」は障害者支援課にあり、「障害者虐待防止センター」と2つのセンター機能について仕事をしていますか。確認です。

◆3点目

資料3-3で施設従事者と、施設入所者の虐待がありましたが、そういうケースは、いわゆる福祉施設と第三者委員会が何か置かなければならないというふうになっていると思いますが、第三者委員が関わるといったようなケースではなかったですか。確認です。

～事務局(障害者支援課)回答

◆1点目

法律に関しては、先程例に挙げていただいた通り、一般的に障害者虐待防止法と言われてしまいますが、正式名称は「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」となります。

障害者の養護者に対する支援等に関する法律は、平成24年10月1日から施行されています。

◆2点目

「虐待防止センター」というのは、「障害者」の虐待防止センターとなります。

◆3点目

～非公開情報のため省略～

(4)地域生活支援拠点等の整備について資料4

(犬山市障害者支援課より説明)

・地域生活支援拠点等の整備の趣旨としては、障害者の重度化、高齢化、ふれ合い等を見据えて、相談や緊急時の迅速な対応だとか、短期入所等の活用で生活の安心を担保する受け入れや体験の機会、

場の創出、また専門的人材の確保、地域の体制づくりなどとなっています。

- ・当市としては必要な機能を持った地域の実情に合わせた整備を行い、障害者の生活を地域全体で支えるサービスを構築するということ目的に、緊急時の迅速な対応だとか、短期入所等の活用で生活の安心を担保することで、親御さんや施設から犬山市の土地が選ばれ生活の場に移行しやすくなると考えます。犬山市としては、面的に整備を進めている状況で、登録事業者さんは、①ぽんぽこネットワーク ②社会福祉法人ひかり学園 ③社会福祉法人まみずの里 の3事業所で③事業所については国が定める機能のうち、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場について担っていただいております。①②事業所については、専門的人材の確保・養成や地域の体制づくりも加えて担っていただいております。昨年度の実績として、3件、緊急会議等の対応を実施しています。

(5)第3次犬山市障害者基本計画について

(犬山市障害者支援課より説明)・・・資料参照

(ア)障害者の状況について資料5-1

(イ)令和5年度進捗報告資料5-2

～公共職業安定所 安井委員からのお話し～

- ・全国で見ると法定雇用率は2.3と定められており、愛知県の率をみても足りていない状況で全国の中でも低くなっている。愛知県内全体で雇用率を上げていくよう取り組んでいるところです。
- ・4月には、この法定雇用率が2.3から2.5に上がりました。更に2年後には2.7になるとされており、企業で雇っていただく人数を増やしていくような状況にあるため、会社の方の理解を得ていく取り組みを積極的に進めているところです。
- ・犬山市のハローワークに来る求職者は増えている状況です。

～会長コメント～

- ・非常に大切な問題でして、我々児童の事業所は、その後、地域で生活していかなければいけないため、どうしてもお金を稼がなければならない。ぜひ、働く場所を見つけていただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

(6)令和6年度犬山市障害者自立支援協議会の活動について

(ア)令和6年度犬山市障害者自立支援協議会 活動計画資料6-1

(基幹相談支援センターより説明)

- ・別添「令和6年度 犬山市障害者自立支援協議会 活動計画」参照
- ・資料6-1添付「令和6年度の中間報告」参照

(イ)令和6年度犬山市障害者基幹相談支援センター運営について資料6-2

(基幹相談支援センターより説明)

- ・関係機関と連携して、地域情報の共有を図ります
- ・必要な研修は、職員の資質向上(外部研修)など参加していきたい

～閉会～